

総税企第123号  
平成30年10月17日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長

## 北海道胆振東部地震等による被災者に対する減免措置等について

標記につきましては、下記の事項に留意の上、適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

### 1 地方税の減免措置等

被災者に対する減免措置等に関しては、本年7月に「平成30年7月豪雨による被災者に対する減免措置等について」（平成30年7月17日総税企第98号各都道府県知事あて総務省自治税務局長通知）において、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、適切に運営されるようご配慮をお願いしているところです。

本年度は、平成30年7月豪雨以降も、平成30年台風第21号、北海道胆振東部地震、平成30年台風第24号など、次々と災害が発生しているところであります。これらの被災者に対する減免措置等の適切な運営について、重ねてご配慮願います。

その際、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成12年4月1日自治税企第12号各都道府県知事あて自治事務次官通知）（別添1）についてもご参照願います。

### 2 固定資産税及び都市計画税に係る措置

平成29年度税制改正において、固定資産税及び都市計画税に関する措置を講じていますので、ご留意願います。

ア 被災代替家屋・被災代替償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準等の特例措置を常設化していること。

イ 被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置について、被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を、被災市街地復興推進地域においては2年度分から4年度分に拡充していること。

### 3 北海道胆振東部地震に関する国税における措置

北海道胆振東部地震に関しては、国税に関する申告等の期限の延長について、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項の規定に基づき、本日付で国税庁長官により、別添2のとおり対象地域が指定されておりますので、申し添えます。

#### 【お問い合わせ先】

##### 1のうち総則関係及び3について

自治税務局企画課 西脇係長、板倉  
TEL 03-5253-5658

##### 1のうち都道府県税関係について

自治税務局都道府県税課 金谷係長、桐山  
TEL 03-5253-5664

##### 1のうち市町村税関係について

自治税務局市町村税課 卵田係長、小野  
TEL 03-5353-5669

##### 1のうち自動車取得税、自動車税及び軽自動車税関係について

自治税務局自動車税制企画室 阿久津係長、藤井  
TEL 03-5253-5663

##### 1のうち固定資産税、不動産取得税関係及び2について

自治税務局固定資産税課 原係長、水島  
TEL 03-5253-5674

別添 1

各 都 道 府 縿 知 事 殿

自治税企第 12 号  
平成 12 年 4 月 1 日  
平成 18 年 4 月 1 日総税企第 86 号・一部改正  
平成 25 年 6 月 12 日総税企第 72 号・一部改正  
平成 30 年 4 月 1 日総税企第 49 号・一部改正

自治事務次官

災害被害者に対する地方税の減免措置等について

災害が発生した場合において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及びこれに基づく条例により地方団体の長がとりうる措置としては、期限の延長、徴収の猶予及び減免がありますので、それぞれの制度の趣旨を御理解いただき、それぞれの事態に応じて、適切に対応されるようよろしくお願ひします。

これらの措置については、従前の取扱い等にかんがみ別添に掲げる取扱い例を適宜参考として、税務における災害被害者の救済対策について適切に取り扱われるようお願ひします。

なお、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（昭和 39 年 11 月 7 日自治府第 119 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）は廃止します。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願ひします。

## 【別添】災害被害者に対する地方税の減免措置等の取扱い例

### 第1 期限の延長に関する取扱い例

- 1 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の5の2の規定に基づき、地方団体の長が期限の延長を行うに当たりよるべき条例を定める場合には、次によることとする。
  - (1) 災害により、法第20条の5の2に規定する期限までに同条に規定する申告等の行為をすることができないと認められる者が地方団体の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認める場合には、地方団体の長は、職権により地域及び災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して画一的にその期限を延長することができるものとする。
  - (2) (1)の場合を除き、個別的事例ないし、狭い範囲内の事例については、地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定してその期限を延長することができるものとする。
- 2 1の(1)の取扱いについては、地方団体の長が判断して行うものであるが、国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項の規定により、国税庁長官が地域及び期日を指定して画一的に期限を延長する場合には、地方団体の長は、その国税に係る期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長する。
- 3 分割法人で、その主たる事務所又は事業所の所在地に災害が発生し、その所在地の地方団体の長により期限の延長を認められたものが、その主たる事務所又は事業所の所在地以外の地方団体の長に対し、期限の延長の申請をしたときは、その主たる事務所又は事業所の所在地の地方団体の長が認めた措置に準じて、その期限を延長する。

### 第2 徴収の猶予に関する取扱い例

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方団体の長は、法第15条の規定により、その者の申請に基づき、適宜その徴収を猶予する。なお、法人の道府県民税、事業税及び市町村民税については、減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。また、固定資産税については、固定資産そのものの損害を生じない冷害、凍霜害等の農作物に係る災害を受けた場合には、その性格にかんがみ、原則として、徴収猶予の措置を講ずる。

### 第3 減免に関する取扱い例

災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第72条の62、第323条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。

#### 1 道府県税関係

##### (1) 個人の事業税(法72の62)

- (ア) その者の所有に係る事業用資産につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその資産の価額の2分の1以上である者で、前年中の法第72条の49の12

第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事業所得	軽減又は免除の割合
500万円以下であるとき	全 部
750万円以下であるとき	2分の1
750万円を超えるとき	4分の1

- (1) (ア)に該当するもののほか、その者(法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財について災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が甚大である者で、前年中の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第34条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第34条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が500万円以下であるものに対しても、軽減することができる。
- (2) 自動車税(法162)  
その者の所有に係る自動車につき災害により損害を受け、相当の修繕費(その損害につき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)を要すると認められる者に対しては、損害の程度に応じて2分の1以下の税額を軽減することができる。

## 2 市町村税関係

- (1) 個人の市町村民税及び個人の道府県民税(法323、45)  
(ア) 災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全 部
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった者	全 部
障害者(法292条第1項第10号に規定する障害者をいう。)となった場合	10分の9

- (イ) その者(納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害

賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(ウ) 冷害、凍霜害、干害等にあっては、(ア)及び(イ)によらず、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市町村民税の所得割の額(当該年度分の市町村民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

(エ) 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者

に係る個人の道府県民税についても当該市町村民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。

(2) 固定資産税（法 367）

(ア) その者の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は減免する。

(i) 農地又は宅地

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4

(ii) 家 屋

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき	10 分の 8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき	10 分の 6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価格を減じたとき	10 分の 4

(イ) その者の所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

(i) 農地又は宅地以外の土地

(ア) の (i)

(ii) 償却資産

(ア) の (ii) に準ずる。

北 海 道	都 道 府 県 名	指 定 地 域
勇 勇 勇 払 払 払 郡 郡 郡 む 安 厚 か 平 真 わ 町 町 町		国 税 庁 長 官 藤 井 健 志

示来るはのに類る五  
 です。、へ掲の法号国  
 平定るで当そげ提律一税  
 成めも、該のる出に第通  
 三るのそ国者地、基三則  
 十期にの税の域納づ条法  
 年日つ期の納に付く第施  
 十まい限納付國又申一行  
 月でてが税す税は告項令  
 十延は平地べの徵、の一  
 七長、成がき納收申規昭  
 日すそ三當國稅に請定和  
 るの十該稅地關、に三十  
 。期年地にをする請基  
 限九域係有る求づ七年  
 を月にるする期、き政  
 別六あ期る限届、政  
 途日る限者との出国令  
 国以もににうそ稅第  
 稅降のつ係ちのに百  
 庁ににいる、他關三  
 告到限ても次書す十  
 国期北海  
 稅限等道  
 庁告示  
 第延長部  
 二すの  
 十る地  
 一一件  
 号に  
 おける  
 国税に  
 関する  
 申告